法律相談等

報酬の種類	弁護士報酬の額
初回市民法律	30 分ごとに
相談料	5000 円から1 万円の範囲内の一定額
一般法律相談料	30 分ごとに
	5000 円から2 万5000 円以下
	(専門 の場合)

民事事件

1. 訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く)・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金	事件の経済的利益の額が300 万円以下の場合 8%	1
	300 万円を超え3000 万円以下の場合 5%+9 万円	
	3000 万円を超え3 億円以下の場合 3%+69 万円	
	3 億円を超える場合 2%+369 万円	
	※着手金の最低額は10 万円	
報酬金	事件の経済的利益の額が300 万円以下の場合 16%	
	300 万円を超え3000 万円以下の場合 10%+18 万円	
	3000 万円を超え3 億円以下の場合 6%+138 万円	
	3 億円を超える場合 4%+738 万円	

2. 調停事件及び示談交渉事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金	1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することがで	1
報酬金	きる。	
	※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を	
	受任するときの着手金は、1の2分の1	
	※着手金の最低額は10 万円	